

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長 小林 哲也

市町村名 (市町村コード)	熊谷市 (11202)	
地域名 (地域内農業集落名)	男沼地区 (男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月26日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・ 農業者52名（認定新規就農者2名、認定農業者32名、利用者18名） ・ 地区内の農地面積に占める畑の割合は約88%であり、ネギ、ブロッコリー、人参、ヤマトイモ、ほうれん草などの露地野菜を中心に栽培が行われている。 ・ 地区内の遊休農地は約3.3ha。 ・ 規模が大きくなるほど労働力が必要となるが、担い手の高齢化等により担い手が減少し経営規模の維持が難しくなっている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ ネギを中心とした露地野菜を栽培していく。 ・ 様々な労働者（若手や外国人労働者等）へアプローチして担い手の確保に努める。 ・ 畑での集約は連作障害等の観点から特段目指さず、田のみで集約を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	258.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	258.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を対象とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作地を今後も耕作していくなかで、担えなくなったタイミングで規模拡大の意向のある担い手へ集積を進めていく。 畑では集積のみを目指し、集約は一定の規模までとする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りをを行う場合は農地中間管理事業を利用し、効率的な農地利用を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
妻沼台地内の圃場整備について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、新規就農者や外国人労働力等の確保に努める。 若手農家へ知識共有する機会を作っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				